

平成25年度から予防接種の制度が変更になりました。



BCG

ヒブ・小児肺炎球菌

子宮頸がん

	変更前	変更後
BCG	集団接種（町の会場での接種） 対象：生後6月に至るまでの間にある者	個別接種 （医療機関での接種） 対象：生後 1歳に至るまで の間にある者。（標準的な接種機関は生後5月に達した時から生後8月に達するまで。）
ヒブ、小児肺炎球菌	任意接種	定期接種 （任意接種の予診票は使用できません。医療機関で新しい予診票を受け取ってください。）
子宮頸がん	任意接種 対象：中学1年生～高校1年生相当の女子	定期接種 （任意接種の予診票は使用できません。対象の方には新しい予診票をお送りしています。） 対象： 小学6年生～ 高校1年生相当の女子 （標準的な接種期間は中学1年生相当であるため、小学6年生の方には予診票をお送りしていません。ご希望の方は保健課までご連絡ください。）

日本脳炎

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への特例対象者の範囲に平成7年4月2日生まれ～5月31日生まれの方が追加となりました。
平成7年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの方は20歳未満の間定期接種が可能です。

とくに平成25年度は、

平成17年4月2日から平成19年4月1日生まれ（小1・小2相当）の方、平成15年4月2日から平成17年4月1日生まれ（小3・小4相当）の方に1期接種を、

平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれ（高3相当）の方に2期接種をお勧めしています。

母子手帳をご確認いただき、接種が完了していない方は保健課又は各支所総合窓口課で予診票を受けとり、医療機関で接種を受けてください。

その他

長年にわたる疾病のため定期予防接種が受けられなかった場合でも、接種ができるようになりました。対象となる疾患と年齢が決まっていますので、詳しくは保健課にお問い合わせください。

◆問い合わせ 保健課 ☎0859-54-5206